

7. 入札情報サービス（PPI）上の取扱い

7 - 1 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を受注希望企業に明示するため、公告文本文に下記のとおり記載するものとする。

1. 工事名、業務名への追記

案件名語尾に「(電子入札対象案件)」と追記する。

設定例.

- ・ 工事（電子入札対象案件）
- ・ 業務委託（電子入札対象案件）

2. 工事（業務）概要への追記

工事（業務）概要に「本工事（業務）は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事（業務）である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。」と追記する。

7 - 2 入札公告登録

入札公告等を行う次に掲げる入札方式の発注案件においては、公告日の前日までに、入札情報サービス被収集用サーバ（各地方整備局が設置している入札情報サービス用に入札情報を掲載しておくサーバをいう。以下、同様。）に登録するものとする。

工事

- ・ 一般競争入札
- ・ 公募型指名競争入札

業務

- ・ 公募型プロポーザル
- ・ 簡易公募型プロポーザル
- ・ 公募型競争入札
- ・ 簡易公募型競争入札

7 - 3 入札結果登録

全ての工事又は業務発注案件に関する入札結果（入札調書）については、落札者決定後すみやかに入札情報サービス被収集用サーバに登録するものとする。

また、契約後の入札結果（入札調書、随意契約結果書）についても同様の扱いとする。